

「消費生活協同組合法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間」
新旧対照表

改正後	改正前
<p>消費生活協同組合法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間</p> <p>(平成 6 年 1 0 月 3 1 日制定) (平成 1 3 年 1 0 月 1 2 日改正) (平成 2 2 年 3 月 2 5 日改正) (令和 2 年 6 月 2 6 日改正)</p>	<p>消費生活協同組合法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間</p> <p>(平成 6 年 1 0 月 3 1 日制定) (平成 1 3 年 1 0 月 1 2 日改正) (平成 2 2 年 3 月 2 5 日改正)</p>
<p><u>1 「<u>共済事業を行う生協が他の事業を行うことに係る承認</u>」(第 1 0 条第 3 項ただし書)</u></p> <p>※ <u>標準処理期間(県に到達した日を起算日とする。以下同様。)</u> <u>4 週間</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>2 「<u>組合員以外が事業を利用する場合の許可</u>」(第 1 2 条第 4 項)</u></p> <p>※ <u>標準処理期間 3 週間</u></p>	<p><u>1 「<u>組合員以外が事業を利用する場合の許可</u>」(法第 1 2 条第 3 項ただし書)については、別紙 1～3 のとおりとする。</u></p> <p>※ <u>標準処理期間 4 週間(県に到達した日を起算日とする。以下同様。)</u></p>
<p><u>3 「<u>生協の定款を変更する場合の認可</u>」(第 4 0 条第 4 項)については、「消費生活協同組合模範定款例」<消費生活協同組合模範定款例の取扱いについて>(別紙 1) のとおりとする。</u></p> <p>※ <u>標準処理期間 4 週間</u></p>	<p><u>2 「<u>生協の定款を変更する場合の認可</u>」(法第 4 3 条第 3 項)については、「消費生活協同組合模範定款例」(別紙 4) 及び「消費生活協同組合模範定款例の取扱いについて」(別紙 5) のとおりとする。</u></p> <p>※ <u>標準処理期間 4 週間</u></p>
<p><u>4 「<u>共済事業規約を設定する場合等の認可</u>」(第 4 0 条第 5 項)については、「共</u></p>	<p><u>3 「<u>共済事業の規約を設定する場合等の認可</u>」(法第 4 3 条第 4 項)については、「消</u></p>

「貸付事業向けの総合的な監督指針」(平成20年3月31日社援発第0331005号)の「IV 共済事業規約の認可に係る審査上の留意点等」(別紙2)のとおりとする。

※ 標準処理期間 4週間

5 「貸付事業規約を設定する場合等の認可」(第40条第6項)については、「貸付事業向けの総合的な監督指針」(平成19年12月18日社援発第1218002号)の「III-2 貸付事業を行う際の定款・貸付事業規約の認可」(別紙3)のとおりとする。

※ 標準処理期間 4週間

6 「共済事業に係る経理の他の経理への資金運用等の承認」(第50条の4ただし書)については、「消費生活協同組合法施行規則の一部改正に伴う組合の財務処理等に関する取扱いについて」(平成20年3月28日社援地発第0328003号)の「5 共済事業に係る経理から他の経理への資金運用について」(別紙4)のとおりとする。

※ 標準処理期間 4週間

7 「価格変動準備金の全部又は一部の積立をしないことの認可」(第50条の9第1項ただし書)

※ 標準処理期間 4週間

「費生活協同組合火災共済事業規約例」(別紙6)のとおりとする。

※ 標準処理期間 4週間

(新設)

(新設)

(新設)

<p>8 「<u>価格変動準備金の取崩をする場合の認可</u>」(第50条の9第2項ただし書)</p> <p>※ <u>標準処理期間</u> 4週間</p>	(新設)
<p>9 「<u>資金運用の方法等に係る承認</u>」(第50条の14)</p> <p>※ <u>標準処理期間</u> 4週間</p>	(新設)
<p>10 「<u>契約条件の変更の申出の承認</u>」(第53条の4第3項)については、「<u>共済事業向けの総合的な監督指針</u>」(平成20年3月31日社援発第0331005号)の「<u>Ⅲ-2-3-1 契約条件の変更の申出</u>」(別紙5)のとおりとする。</p> <p>※ <u>標準処理期間</u> 4週間</p>	(新設)
<p>11 「<u>契約条件の変更に係る承認</u>」(第53条の13第1項)については、「<u>共済事業向けの総合的な監督指針</u>」(平成20年3月31日社援発第0331005号)の「<u>Ⅲ-2-3-3 組合の対応</u>」及び「<u>Ⅲ-2-3-4 契約条件の変更に係る承認</u>」(別紙6)のとおりとする。</p> <p>※ <u>標準処理期間</u> 2週間</p>	(新設)
<p>12 「<u>共済事業兼業組合又はその子会社が特定会社である国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合において1年を超えて保有することに関する承認</u>」(第53条の17第2項ただし書)</p>	(新設)

※ 標準処理期間 4週間

13 「共済事業専門組合又はその子会社が国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合において1年を超えて保有することに関する承認」(第53条の19第2項において準用する第53条の17第2項ただし書)

※ 標準処理期間 4週間

14 「生協を設立する場合の認可」(第58条)については、「消費生活協同組合模範定款例」消費生活協同組合模範定款例の取扱いについて (別紙1)のとおりとする。

なお、申請に係る組合の発起人若しくは役員が福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)第2条第3号に規定する暴力団員等である場合又は暴力団員等が当該組合の事業活動を支配していると認められる場合には、「事業の目的を達成することが著しく困難であると認められる場合」に該当するものとして取扱うものとする。

※ 標準処理期間 4週間

15 「生協を解散する場合の認可」(第62条第2項)

※ 標準処理期間 4週間

16 「解散した生協が継続する場合の認可」(第63条第1項)

(新設)

4 「生協を設立する場合の認可」(法第57条)については、「消費生活協同組合模範定款例」(別紙4)及び「消費生活協同組合模範定款例の取扱いについて」(別紙5)のとおりとする。

消費生活協同組合等の設立の認可処分(法第58条)については、申請に係る組合の発起人若しくは役員が福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)第2条第3号に規定する暴力団員等である場合又は暴力団員等が当該組合の事業活動を支配していると認められる場合には、「事業の目的を達成することが著しく困難であると認められる場合」に該当するものとして取り扱うものとする。

※ 標準処理期間 4週間

5 「生協を解散する場合の認可」(法第62条第2項)

※ 標準処理期間 4週間

6 「解散した生協が継続する場合の認可」(法第63条第1項)

<p>※ 標準処理期間 4週間</p> <p>17 「生協が合併する場合の認可」(第69条第1項)</p> <p>※ 標準処理期間 4週間</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>別紙1 消費生活協同組合模範定款例<消費生活協同組合模範定款例の取扱いについて></p> <p>別紙2 共済事業向けの総合的な監督指針(IV 共済事業規約の認可に係る審査上の留意点等)</p> <p>別紙3 貸付事業向けの総合的な監督指針(III-2 貸付事業を行う際の定款・貸付事業規約の認可)</p> <p>別紙4 消費生活協同組合法施行規則の一部改正に伴う組合の財務処理等に関する取扱いについて(5 共済事業に係る経理から他の経理への資金運用について)</p> <p>別紙5 共済事業向けの総合的な監督指針(III-2-3-1 契約条件の変更の申出)</p> <p>別紙6 共済事業向けの総合的な監督指針</p>	<p>※ 標準処理期間 4週間</p> <p>7 「生協が合併する場合の認可」(法第65条第2項)</p> <p>※ 標準処理期間 4週間</p> <p>5～7の処分については、審査基準を設定しないものである。</p> <p>別紙1 員外利用(消費生活協同組合間の取引及び老人保健・福祉事業に係るものを除く。)の許可基準</p> <p>別紙2 員外利用(消費生活協同組合間の取引)の許可基準</p> <p>別紙3 員外利用(老人保健・福祉事業)の許可基準</p> <p>別紙4 消費生活協同組合模範定款例</p> <p>別紙5 消費生活協同組合模範定款例の取扱いについて</p> <p>別紙6 消費生活協同組合火災共済事業規約例</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	--

(Ⅲ-2-3-3 組合の対応及び
Ⅲ-2-3-4 契約条件の変更に
係る承認)